

「第1次判断」後の共通対応マニュアル

いじめ対策委員会

| | | | | | | |
|----|----|-----------|--------|--------------|------|------|
| 校長 | 教頭 | いじめ対策推進教員 | 生徒指導主事 | 特別支援コーディネーター | 学年主任 | 養護教諭 |
|----|----|-----------|--------|--------------|------|------|

関係者として対策委員会に参加を要請される職員

| | | | |
|----|----|----------|-----|
| 担任 | 副任 | 関係の深い教職員 | その他 |
|----|----|----------|-----|

第1回 いじめ対策委員会

第1次判断（いじめ認知の判断、初期対応の指示）

- ・初期方針の決定
 - (1) 当面の生徒・保護者への対応（初期対応の判断）
 - (2) 教職員の今後の対応方針の指示
 - (3) 「いじめ」の認知（仮判断）
 - (4) 県教育委員会への報告（校長）
- ・詳細な資料の作成
 - ：生徒指導部、学年、担任等に詳細な聞き取りを要請し第2次判断までの資料作成
 - 聴取記録から正確な事実の確認、実態の把握、関係者へ一斉に対応を指示

全職員へ経過報告

被害を訴えた（受けた）生徒の保護者へ連絡

- ・生徒への対応当日に、保護者に事実を説明し、家庭内での見守りを依頼する（事案について調査中の場合は概要のみ伝えて、後日説明する）
- ・被害生徒の保護を最優先に行動する（留意点）：被害を受けた生徒の立場に立って、丁寧に説明し、保護者を動揺させないように配慮し協力を得るよう努力する

生徒・保護者の心のケア

- ・今後の対応について保護者の意見を聞き、方針決定の参考にする
- ・被害生徒の抱えている不安を聞き、心のケアを行う

被害を訴えた（受けた）生徒からの聞き取り → 資料作成・報告

- ☆ 被害生徒を「必ず守る」ことを約束し、安心して相談できるようにする
- ☆ 被害生徒の立場に立って、否定せず、うなずくなど共感的に聞き取りをし、立場や心情を理解する
- ☆ 被害生徒に保護者へ連絡することの了承を得る
- ☆ 事実（5W1H）を、一つ一つ確認して、正確に記録する
- ☆ 加害生徒の他に、この事実を目撃した生徒や、周囲で見ていたであろう生徒の情報も聞き取る
- ☆ 申し出た勇気を認めて、自信を取り戻せるよう言葉がけをする
- ☆ 聞き取りの最後に、今後も見守り続けるというメッセージを送る

第2回 いじめ対策委員会

「いじめ」事案としての認知をし、委員会で情報共有し、周囲の生徒に対し詳細な聞き取りと資料作成を担当教職員に依頼

第2次判断（事案全容の把握）

- ・聞き取り方針の決定
 - (1) 関係生徒、事情を知る生徒への対応方法、聞き取りの指示 → 加害生徒の聴取前に事案の全容を把握する
 - (2) 事案の全容を把握した上で、加害が疑われる生徒、加害生徒への対応方法、聞き取りの指示
 - (3) 加害者保護者への連絡（全容がわかっている場合は事案を伝える、まだ調査中の場合は概要のみ伝える）
 - (4) 教職員へ今後の対応方針の指示
 - (5) 県教育委員会への報告（校長）
- ・詳細な資料の作成
 - ：生徒指導部、学年、担任等に詳細な聞き取りを要請し第3次判断までの資料作成
 - 聴取記録から正確な事実の確認、実態の把握、関係者へ一斉に対応を指示

加害生徒を被害生徒から離し、接触できないようにする

- ・加害生徒が他者との連絡ができないようにする

全職員へ経過報告

関係生徒、事情を知る生徒からの聞き取り

- ☆ 聞き取りの初めに、秘密は守ることを伝える
- ☆ 親衆や傍観者であったことを責めず、事実を話すことは人（被害・加害生徒）を救う行為であることを伝える
- ☆ 事実（5W1H）を、一つ一つ確認して、正確に記録する
- ☆ 親衆や傍観者となっていた背景や心情を理解しつつ、自身の言動や態度を考えさせ、いじめを許さない気持ちをもたせる

加害者と疑われる生徒からの聴き取り（対象生徒が複数の場合は、個別に同時進行）

- ☆ 聞き取りの初めは「いじめ」という言葉を用いずに、中立的な立場を保つ
- ☆ 事実（5W1H）を、一つ一つ確認して、正確に記録する
- ☆ いじめに至る背景や心情を理解する（ただし、自身の加害行為の正当化や責任転嫁を認めない）
- ☆ 生徒が複数いる場合は、それぞれの聴取内容を聞き取り、担当者間で照合し、話のつじつまが合うまで聞き取りを正確に行う
- ☆ 「あの時どうすればよかったのか」「今後はどうするのか」を問い、いじめが繰り返されないようにする
- 加害者側もショックを受けている場合があるので心のケアを行う

第3回 いじめ対策委員会

聴取した内容から「いじめ」事案の背景を把握し生徒・保護者への対応や指導方針を検討、決定し、担当教職員に指導、対応を依頼

第3回 いじめ対策委員会
聴取した内容から「いじめ」事案の背景を把握し生徒・保護者への対応や指導方針を検討、決定し、担当教職員に指導、対応を依頼

第3次判断（事案全容の把握から今後の指導方針・対応を指示）

- ・生徒・保護者への対応方針の決定
：これまでに聴取した内容から事案の全容を把握し、対応や指導の方針を検討
- ・加害生徒への指導
：状況に応じて以下のような指導を行う
 - (1) 生徒指導案件として取り上げ、職員会議を経て指導を行う
 - (2) 学年中心に様子を見ながら指導していく「見守り」指導を依頼
 - (3) 学級担任に担任預かりでの「見守り」指導を依頼
 - (4) 部活動顧問に顧問預かりでの「見守り」指導を依頼* 加害生徒が動揺しているような場合は、被害生徒と同様にスクールカウンセラーや教職員で対応し、心のケアをおこなう

加害生徒の保護者への連絡
・正確な事実を説明し、理解してもらう
・学校の指導に対して協力を依頼

全職員へ経過報告

(1) 生徒指導案件として指導案を検討

(2) (3) 学年・学級での見守り
・学校全体で情報を共有し、経過の観察
・個別に面談を実施
・学年集会等で指導

(4) 部活動での見守り
・学校全体で情報を共有し、経過の観察
・部活動顧問を中心に人間関係の修復に努める

臨時職員会議（事案の概要を説明し、加害生徒への特別指導を提案、検討、判断、決定）
(1) 詳細な状況の説明を行い、職員全体で情報の共通理解を図る (2) 指導案の提示と審議 → 学校全体で指導に当たる協力体制をつくる

加害生徒への指導 (1) 校長説諭 登校謹慎 (2) 校長説諭 (3) 生徒指導主事説諭 (4) 生徒指導部説諭

被害生徒の心のケアと今後の校内における生活環境について、被害生徒との面談、意見聴取、検討および加害生徒への心のケア
☆被害生徒の学校生活復帰を最優先し、心のケアを行う
☆クラスや部活動などの生活環境を整え、徐々に学校生活に復帰できるようにする
☆今後の学校生活のなかで加害生徒と、同一空間にあっても大丈夫なのかを被害生徒に確認し、お互いの関係修復に取り組む
☆加害生徒へのケアに配慮した指導を行う

加害生徒を被害生徒と同一の環境に戻せないケース
・加害生徒を被害生徒から隔離するための検討を行うと同時に、加害生徒の保護者にも説明し協力を求める。

加害生徒を被害生徒と同一の環境に戻すケース
・継続して被害生徒への心のケアと見守りを行い、再発防止に取り組む
・加害生徒及び事情を知る生徒への指導を継続し、いじめの再発防止をする

第4回 いじめ対策委員会
加害生徒を被害生徒から隔離するための方法を検討（学年主任や担任にも参加してもらう）

臨時職員会議（被害生徒の心情を説明、加害生徒を被害生徒から隔離する方法についての説明）
(1) 詳細な状況の説明を行い、職員全体で情報の共通理解を図る (2) 学校全体で指導に当たる協力体制をつくる

いじめ解消の判断
★被害生徒に対する心理的・物理的影響を与えていない状態が3か月続くと継続した指導をする
★被害生徒が苦痛を感じていないことを確認する（本人及び保護者に面談等により確認する）

継続的な見守り
★定期的なアンケートや面談を実施し、状況を把握
★再発防止の取組（生徒への啓発活動）

指導後の心のケア・経過観察
★個人面談を実施
★学年・学級・教科全体で経過観察